

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

相馬市立磯部中学校

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布、9月28日施行されたことを踏まえ、いじめが、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、磯部中学校におけるいじめの防止等（いじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方向、取り組みの内容等を定める。

1 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

〈具体的ないじめの態様〉

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 少額であっても金品を日常的に要求される。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等のメールで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- インターネットのソーシャルネットワークサービスやブログ等で、誹謗中傷や無視など、精神的な苦痛を受けることをされる。 等

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性など）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成することが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にもなりうる事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員で取り組んでいく。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

- ① いじめについての共通理解
- i いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、研修を深め、平素から教職員全員で共通理解を図る。
 - ii 生徒に対して、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
 - iii 常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
- i 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活経験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
 - ii 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決することができる力や、自分の言葉が相手や周りにどのように影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意
- i いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業を進めたり、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めたりしていく。
 - ii ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
 - iii 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を育む
- ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるように努める。
- ⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む
- i 生徒自らがいじめ問題について学び、いじめ問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進（生徒会によるいじめ根絶宣言など）する。
 - ii 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方を誤りであることを学ぶ。また、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危険になることなどを学ぶ。
- (2) いじめの早期発見
- いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- i 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
 - ii 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して友人関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。これらにより集まつたいじめに関する情報については、教職員全体で共有する。
 - iii 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- (3) いじめへの対処
- 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで解決を図らず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

- i 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ii 生徒の保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴して、当該生徒や保護者の思いを受け止める。
- iii いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の身体的・精神的な安全を確保する。
- iv 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校内の「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を報告する。
- v その後は、委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- vi いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、いじめられている生徒を守りとおすという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② いじめられた生徒又はその保護者への支援

- i いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、生徒の自尊感情や個人情報の取り扱い等に十分留意する。
- ii 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守りとおすことや秘密を守ることなどを伝え、できるだけ不安を除去するとともに事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- iii いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制をつくる。

③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- i いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家や外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ii 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- iii いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- iv いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- i いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくとも誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ii はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- iii 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようとする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- i ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ii 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて法務局の協力を求める。
- iii 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- iv 学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- v パスワード付きサイトやソーシャルネットワークサービス、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育や防犯教育を進めるとともに、保護者においてもこれらの理解を求めていく。

(4) 防止活動の見直し

未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にP D C Aサイクルに基づく取り組みを継続する。

4 いじめ防止対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止対策委員会」を置く。(第22条)

(1) 名 称 いじめ防止対策委員会

(2) 目 的 いじめの情報を収集し、個々の情報を総合的に判断することにより、本校のいじめの早期発見及びいじめの防止を図る。

(3) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、(スクールカウンセラー)。 必要に応じて道徳主任、P T A役員、学校評議員、民生児童委員

(4) 活動

- ① 委員会を週1回、生徒指導委員会に併せて行い、生徒の実体把握に努める。
- ② 毎月1回、「いじめに関するアンケート」や「学校生活の満足感調査」を実施する。
- ③ いじめに関する事例研究やカウンセリング演習等、実践的な研修を通して全職員の共通理解、指導力の向上を図る等、校内研修を推進する。
- ④ 小学校との連携を図り、小・中で取り組むべきことを明確にし、共通理解・実践を行う。
- ⑤ 全校集会等でいじめ防止に向けた指導を行う。
- ⑥ 保護者や地域に対して学校がいじめを防止する姿勢や「いじめ防止対策委員会」の具体的な取り組みについて知らせるとともに、いじめを見かけたら学校へ情報提供を依頼する。

5. 重大事態への対応

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 児童生徒が自殺を企図した場合
 身体に重大な傷害を負った場合
 金品等に重大な被害を被った場合
 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ①学校の設置者は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ②学校が調査主体となる場合、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行う組織

学校が設置した「いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた組織又は学校の設置者が設置した調査組織において調査を行う。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、【いつ（いつ頃から）】
【誰から行われ】【どのような態様であったか】【いじめを生んだ背景事情】【生徒の人間関係にどのような問題があったか】【学校・教職員がどのように対応したか】などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ① 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
- ② 調査結果については、学校設置者に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて学校設置者に送付する。

(7) 再調査及び措置

- ① 学校設置者は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。
- ② 再調査の結果を踏まえた措置等
 - 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

6 生徒の取り組み（例……具体的には毎年、生徒会で話し合って決定する。）

(1) 生徒総会において「磯部中学校いじめ根絶宣言」を制定する。

「基本方針5 いじめの防止等に関する基本的な考え方」

- (1) 「いじめの防止
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
- ⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む。」による。

磯部中学校は少ない人数の生徒全員が協力し合い、心の絆をつくる場所である。お互いの考えを尊重し、認め合う学校にするために、一人ひとりがいじめを許さない勇気をもつことが大切である。

磯 部 の 仲 間 絆 の 約 束	<p>私たち、「死ね」「ウザい」「キモい」「消えろ」などの人を傷つける言葉は絶対に使わず、相手の気持ちを考えて話します。</p> <p>私たちを「無視」したり、「仲間はずれ」にする行為は絶対にせず、仲間を大切にして生活します。</p> <p>私たち、「殴る」「蹴る」「叩く」などの行為は絶対に行わず、常に相手の立場に立って行動します。</p> <p>私たち、他人の物を「かくす・こわす・とる」などの行為は絶対に行わず、物を大切に扱います。</p> <p>私たち、いじめがあったら「見て見ぬふり」は絶対にせず、いじめを許さないという勇気を持って行動します。</p>
---	---

(2) 「磯部の仲間 絆の木」として校庭南側に桜10本を植樹した意味について伝える。

（平成26年1月）

(3) 道徳の時間、学級活動において「いじめ」について指導し、学級におけるいじめ防止の合い言葉や宣言、アピール等を策定する。